

渋川市森林整備計画

計画期間 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 1 4 年 3 月 3 1 日

群馬県 渋川市

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
(1) 市の概要	
(2) 自然的条件	
(3) 森林の状況	
2 森林整備の基本方針	2
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	5

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢	7
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
(1) 伐採方法について	
(2) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他必要な事項	9

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項	10
(1) 人工造林の対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新に関する事項	11
(1) 天然更新の対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	13
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	
(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	13
(1) 更新に係る対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数	
5 その他必要な事項	13

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	14
(1) 標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
(2) 実施時期の標準的な間隔	
2 保育の種類種別の標準的な方法	16
3 その他必要な事項	17

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	18
(1) 公益的機能別施業森林の区域の設定	
(2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法	
2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	

の区域及び当該区域における森林施業の方法	2 1
（１）区域の設定	
（２）森林施業の方法	
３ その他必要な事項	2 1
第５ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
１ 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	2 3
２ 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	2 3
３ 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	2 3
４ 森林経営管理制度の活用に関する事項	2 3
５ その他必要な事項	2 5
第６ 森林施業の共同化の促進に関する事項	
１ 森林施業の共同化の促進に関する方針	2 6
２ 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	2 6
３ 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	2 7
４ その他必要な事項	2 7
第７ 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
１ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	2 8
２ 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	2 8
３ 作業路網の整備及び維持運営に関する事項	2 9
（１）基幹路網に関する事項	
（２）細部路網に関する事項	
４ その他必要な事項	3 0
第８ その他必要な事項	
１ 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	3 1
２ 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	3 1
３ 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	3 2

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第１ 鳥獣害の防止に関する事項	
１ 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	3 3
（１）区域の設定	
（２）鳥獣害の防止の方法	
２ その他必要な事項	3 4
第２ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
１ 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	3 5
（１）森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	
（２）その他	
２ 鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）	3 5
３ 林野火災の予防の方法	3 5
４ 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	3 6
５ その他必要な事項	3 6
（１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	
（２）その他	

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

１ 保健機能森林の区域	3 9
２ 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	3 9

3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項――	39
(1)	森林保健施設の整備	
(2)	立木の期待平均樹高	
4	その他必要な事項――	39

V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項――	40
(1)	森林経営計画の記載内容に関する事項	
(2)	森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	
2	生活環境の整備に関する事項――	40
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項――	41
4	森林の総合利用の推進に関する事項――	41
5	住民参加による森林の整備に関する事項――	41
(1)	地域住民参加による取り組みに関する事項	
(2)	上下流連携による取り組みに関する事項	
(3)	その他	
6	その他必要な事項――	41
(1)	市有林の整備等	

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 市の概要

本市は、平成18年2月20日に旧渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村の1市1町4村が合併して誕生しました。

日本そして群馬県のほぼ中央部（市役所本庁舎：東経139度00分、北緯36度29分）に位置し、三方を緑豊かな赤城山、榛名山、子持山及び小野子山に囲まれ、市の中央で日本を代表する利根川と吾妻川が合流しており、ここから雄大な関東平野が広がっています。標高差が1,400m以上となる起伏に富んだ地形を有し、地区の大半が自然的土地利用で占められています。

古くから交通の要衝として栄え、豊富な水資源を活かした工業、山地の開拓による農業や、首都圏の奥座敷として観光・温泉などを主要産業としてきました。市の南側は県都前橋市に隣接し、東京都心まで120km（高速道路（関越自動車道渋川伊香保IC）利用で約2時間、JR上越線及び新幹線利用で約1時間10分）の距離にあります。

主な交通網としては、JR上越線、JR吾妻線の2路線が通り、8駅あります。

また、道路としては、南北に関越自動車道と国道17号線、東西に国道353号線が通り、関越自動車道には渋川伊香保ICと赤城ICがあります。

本市における人口は74,856人（令和3年12月末日現在渋川市住民基本台帳より）で、年々人口の約1%強の減少が見られます。

(2) 自然的条件

本市の気候は、夏が蒸し暑く、冬に晴天が多い太平洋気候と、気温の変化が大きい内陸性気候の両面を持っています。夏期は高温となり雷雨が多く、梅雨期や台風期には多雨となりますが、年間降水量(令和2年度)は1,240mmと、降雨や降雪は比較的少ない地域です。また、冬から早春にかけての乾燥した冷たい季節風「からっ風」が強く吹くことが特徴です。

地質は、赤城山、榛名山、子持山及び小野子山といった第四紀火山及びその火山噴出物からなっています。土壌については、粗粒火山噴出物未成熟土及び黒ボク土壌が主体ですが、小野子山や子持山周辺には褐色森林土壌が分布しています。

植生については、本市は太平洋型植生域に属します。標高450～600m以下の地域はヤブツバキクラス域で本来常緑広葉樹林帯に属しますが、原植生はほとんど失われ、クヌギ、コナラ、クリなどの二次林やスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツなどの造林地となっています。

(3) 森林の状況

本市の総面積は24,027ha、森林面積は12,937haと、森林面積が総面積の約54%を占めています。

榛名山麓から子持山麓周辺はスギ、ヒノキが中心、赤城山麓周辺はスギ、アカマツ、カラマツといった森林構成になっています。民有林の面積が10,338ha、うち人工林の面積が6,646haと、人工林が民有林の64.3%を占めています。保安林についても3,892haと多く、治山事業も積極的に行われています。

本市では、戦後に積極的に造成された人工林のほとんどが伐期を迎えており、人工林全体で８７％、うちスギでは９５％以上が９齢級以上となっておりますが、所有者の高齢化、不在地主の増加などの要因により手が入っていない森林が多く存在します。

また、本市の林業を取り巻く環境の中で特筆すべきは平成２２年度に完成した群馬県森林組合連合会が運営する渋川県産材センターの存在です。渋川県産材センターには大きく３つの特徴があり、１つめは３ｍ無選別材の受け入れに特化している点です。これにより、施業が単純化され、高性能林業機械の作業効率の向上及び素材生産コストの縮減が期待されます。２つめは、木材の材質にかかわらず、すべてを全量、定額買取りをおこなっている点です。全量買取りを行うことにより、施業の収支見積りが立てやすく、集約化施業の推進及び利用間伐の拡大につながります。３つめは、木材を品質に応じて有効利用している点です。Ａ材（製材向け）、Ｂ材（合板向け）、Ｃ材（木質バイオマスタップ、製紙向け）、さらには林地残材やバーク（樹皮）まですべてを用途に応じ加工、販売を行っているので、森林資源の有効利用と林業生産活動の活発化が促進されます。

渋川県産材センターを活用しつつ、所有者の高齢化、不在地主化という問題には経営の受託、集約化などで森林整備を推し進めていくことが求められています。

２ 森林整備の基本方針

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくため、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材生産等の各機能を高度に発揮させるための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は森林経営などの取組を推進します。

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

本市の森林資源の構成等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿は表１のとおりとします。

表１ 地域の目指すべき森林資源の姿

	区分	森林の機能（働き）	機能に応じた望ましい森林の姿
公 益 的 機 能	水源涵養機能 かん	洪水緩和／水資源貯留／水量調節／水質浄化	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
	山地災害防止機能／土壌保全機能	表面侵食防止／表層崩壊防止／その他の土砂災害防止（落石防止、土石流発生防止・停止促進）／土砂流出防止／土壌保全（森林の生産力維持）／その他の自然災害防止機能（雪	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

	崩防止、防風、防雪など)	
快適環境形成機能	気候緩和（夏の気温低下と冬の気温上昇、木陰）／大気浄化（塵埃吸着、汚染物質吸収）／快適生活環境形成（騒音防止、アメニティ）	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	療養（リハビリテーション）／保養（休養、散策、森林浴）／レクリエーション（行楽、スポーツ等）	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	景観（ランドスケープ）・風致／学習・教育（生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場）／芸術／宗教・祭礼／伝統文化／地域の多様性維持（風土形成）	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	遺伝子保全／生物種保全（植物種保全、動物種保全（鳥獣保護）、菌類保全）／生態系保全（河川生態系保全、沿岸生態系保全（魚つき））	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	木材（建築材、木製品原料、パルプ原料、燃料材）の生産等	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

１の森林整備の現状と課題を踏まえ、（１）で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していただくための基本方針は表２のとおりとします。

表２ 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能 ^{かん} の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

	具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。
快適環境形成機能	市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている防風林等の保全を推進することとします。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、市民や来訪者に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や利用者のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることから、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進するものとします。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

注 1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

市内の人工林は 9 齢級以上がほとんどであり、伐期を迎えています。そのため、森林施業の計画が立てやすく集約化施業に適した環境にあるといえます。

また、前述のとおり渋川県産材センターの存在により、素材生産にかかる費用についても低減が望めます。

さらなる合理化のためには、まず作業効率及び生産性を高めるため高性能林業機械

の導入の推進が必要となります。機械化施業の推進にあたっては、高性能林業機械の性能を発揮するための路網の整備の推進も不可欠です。また、高性能林業機械の作業効率を向上させるためにも集約化施業が重要となります。そのための情報基盤である林地台帳の更新、精度向上に努めます。

一方で、伐期を迎えていない森林の面積が少なく、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び木材の安定供給の観点からは、主伐後の植栽による適確な更新と森林資源を枯渇させないように伐採時期の分散が必要となります。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である標準伐期齢を次のとおり定めます。また、特定苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めることとします。

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるためのものではありません。

表3 樹種別の立木の標準伐期齢

単位：年

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
						用 材	その他
全 域	35	40	35	40	60	70	15

注：広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐とは、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

立木の伐採及び搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえるとともに、森林の有する多面的機能の維持増進並びに対象森林の自然条件及び社会的条件に配慮し、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとします。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。

なお、生物多様性の保全の観点から、必要に応じて溪流周辺や尾根筋等に所要の保護樹帯を設けるなどの方法を考慮するものとします。

（1）伐採方法について

区分	伐 採 方 法
皆伐	皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールご

	とに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。
択伐	択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とします。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

（２）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

施 業 の 区 分	標 準 的 な 方 法
育 成 単 層 林	① 主伐は、自然条件や公益的機能の確保の必要性等により、1ヶ所当たりの伐採面積、伐採箇所の分散に配慮します。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害の防止や風致の維持等、必要に応じ保護樹帯を設置します。 ② 主伐の時期は、重視すべき公益的機能の発揮に配慮します。 ③ 伐採後は、ぼう芽更新が確実な林分以外は、郷土樹種や広葉樹も視野に入れ、現地の自然条件に適した樹種を選定、植栽し、早期に更新します。 また、ぼう芽更新は、必要に応じ、芽かき、植込みを実施します。 ④ 皆伐後天然更新を行う場合は、天然下種更新、ぼう芽更新が確実な林分を対象とします。特に、天然下種更新を行う場合は、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮します。 ⑤ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努めます。 ⑥ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
育 成 複 層 林	① 主伐にあたっては、複層林に誘導するため、特に自然条件を踏まえ森林の構成樹種、林分構造等を勘案して実施します。 ② 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構成に誘導するよう、適切な伐採率と繰り返し期間によります。 ③ 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮します。 ④ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の成育状況、母樹の保存等に配慮します。 ⑤ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努めます。 ⑥ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続すること

	のないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
天 然 生 林	① 天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然条件及び技術体系からみて人工植栽又は天然更新による成林が確実であると見込まれる林分で行うものとします。 ② 伐区の設定にあたっては、公益的機能の発揮を確保する観点から、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所の分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとします。 ③ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の成育状況、母樹の保存等に配慮します。 ④ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努めます。 ⑤ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

注) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおりです。

- 1 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）
 - 2 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）
 - 3 天然生林においては、主として天然力を活用^{*4}することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。
- *1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
- *2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。
- *3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。
- *4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

3 その他必要な事項

特になし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、次表に定める樹種を選定するものとします。

また、生物多様性の保全のため、郷土樹種を選定も考慮するものとします。

なお、スギ苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策品種の導入に努めることとします。

さらに、他の樹種を植栽しようとするときは、林業普及指導員又は渋川市の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとします。

表4 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、その他地域に応じた有用広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林は、下記のア、イに示す方法を標準として行うものとします。

また、複層林化を図る場合の下層木について、地域での既往の複層林施業の状況を踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとします。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は渋川市の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な方法を選択するものとします。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／h a）	備 考
ス ギ	密仕立	3, 5 0 0	
	中仕立	3, 0 0 0	
	疎仕立	2, 5 0 0	
ヒノキ	密仕立	3, 5 0 0	
	中仕立	3, 0 0 0	
	疎仕立	2, 5 0 0	
アカマツ	中仕立	4, 0 0 0	
カラマツ	中仕立	2, 5 0 0	

イ その他人工造林の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木の枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう、等高線沿いに堆積する全刈筋積を標準とします。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地寄せを行い林地の保

	全に努めるものとします。
植え付けの方法	普通穴植えを標準とし、気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案します。 また、植栽に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽、保育作業用機械による下刈を想定した植付間隔の導入も考慮します。
植栽の時期	スギ、ヒノキは4月～6月を標準とします。 アカマツ、クロマツは3月～5月を標準とします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、人工造林地における主伐後の更新を確実に行うこととします。

また、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林の更新など人工造林による更新の期間は次に示すとおりとします。

表5 人工造林をすべき期間

伐採の方法	人工造林をすべき期間
皆 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、地域内の自然条件、周辺環境等を勘案して、次の樹種から選定するものとします。

なお、他の樹種を対象に天然更新をしようとするときは、林業普及指導員又は渋川市の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な方法を選択することとします。

表6 天然更新をすべき樹種

区 分	対象樹種	備考
天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、ホオノキ、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種	
上記のうちぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、表7に示す期待成立本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る）を更新する必要があります。

表7 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
2の(1)に定める樹種	10,000本／ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新を行うに当たって行う補助作業の標準的な方法は、表8のとおりとします。

表8 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
ぼう芽更新の補助作業	目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、目的樹種が成立しない箇所については、植え込みを行います。 また、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとします。 なお、伐採後おおむね5年を越えない期間後の更新状況を確認し、更新が完了していない場合には植え込みにより確実な更新を図ります。
天然下種更新の補助作業	ササや粗腐性の堆積物により種子の着床や稚樹の成長が期待できない箇所については、地表処理として、かき起こし、枝条整理等の作業を行います。 天然稚樹がササなどの下層植生により成長が阻害されている箇所については刈り出しを行います。 目的樹種が成立しない箇所については、植え込みを行います。

ウ その他の天然更新の方法

天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、更新樹種が概ね均等に生育するとともに、草本等によって被圧されず、順調に成長できるとみなされる状態をもって更新完了とします。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る必要があります。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めます。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数を表9のとおりとします。

また、対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとします。

表9 天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数

樹 種	最大の立木の本数として想定される本数
2の(1)に定める樹種	10,000本／ha

5 その他必要な事項

特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 標準的な林齢及び標準的な方法

間伐は、表10に示す内容を標準として、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、森林の立木の生長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとします。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とします。

また、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意しなければなりません。

表10 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施業体系	間伐を実施すべき 標準的な林齢（年生）					標準的な方法	備 考
		初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目		
ス ギ	3,000本/地位級Ⅱ	15	20	27			間伐率は、本数で30%程度とします。 間伐木の選定においては、林分構成の適正化を図るよう、形成不良木等に偏ることなく行うこととします。	実施林齢の決定は、原則として密度管理図、「群馬県民有林 人工林収穫予想表」を使用します。
	3,000本/地位級Ⅲ	17	23	31				
	〃（伐期80年）	17	23	31	44	69		
ヒノキ	3,000本/地位級Ⅱ	18	23	30				
	3,000本/地位級Ⅲ	21	27	36				
	〃（伐期80年）	21	27	36	53			
アカマツ	4,000本/地位級Ⅱ	16	21	28				
	〃（伐期80年）	16	21	28	40			
カラマツ	2,500本/地位級Ⅲ	18	23	29				
	〃（伐期80年）	18	23	29	40			

(2) 実施時期の標準的な間隔

主要樹種について、間伐を実施すべき標準的な間隔を、表 1 1 のとおり定めます。

なお、間伐の間隔は、あくまでも指標であり、これをもって間伐を促すものではありません。

表 1 1 間伐を実施すべき標準的な間隔

区 分	間伐の実施時期 の間隔の年数	備 考
標準伐期齢未満	概ね 1 0 年	
標準伐期齢以上	概ね 1 5 年	

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、表 1 2 に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、適切に実施するものとします。

表 1 2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1					植栽木が下草より抜け出るまで行います。実施期間は、6～7月頃を目安とします。	回数は必要に応じて実施します。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1					
	アカマツ	1	1	1	1	1	1						
	カラマツ	1	1	1	1	1	1						
	コナラ	1	1	1	1	1							
つる切	スギ										1	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行います。実施期間は、6～7月頃を目安とします。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					
除伐	スギ										1	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去します。実施期間は、8～10月頃を目安とします。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					
枝打	スギ									1		生長休止期に実施します。	
	ヒノキ									1			

3 その他必要な事項

森林経営管理法第42条第1項に基づき、伐採又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるものを「災害等防止措置命令の対象森林」として指定し、当該森林の所有者に対し、森林の所在場所、実施すべき伐採又は保育の方法及び時期を記載した書面による通知を行います。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の持つ各機能を特に高度に発揮させる観点から、期待される機能に応じて、公益的機能別施業森林として区分し、推進すべき施業の方法を設定します（それぞれの機能については、「表1 地域の目指すべき森林資源の姿」を参照）。

（1）公益的機能別施業森林の区域の設定

公益的機能別施業森林の区分は、次のア～エのとおりとし、各機能別の森林の区域については、森林を表13のとおりとします。

ア 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「水源涵養機能維持増進森林」という。）

イ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」という。）

ウ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「快適環境形成機能維持増進森林」という。）

エ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健文化機能維持増進森林」という。）

表13 公益的機能別施業森林の区域

区 分	森林の区域	面積（ha）
水源 ^{かん} 涵養機能維持増進森林	52林班のうち48、78～87、90-1、90-2小班 62林班～72林班の全域 75林班のうち1-1～1-15、24、25-1、27～33、48-1～63小班 77林班のうち6-1～7-3小班 78林班のうち10-2、11-2～12-5、12-13小班 101林班の全域 146林班のうち68、98、164、165、167、168小班 148～150林班の全域 216林班の全域 227林班の全域	1197.12
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	該当なし	
快適環境形成機能維持増進森林	該当なし	
保健文化機能維持増進森林	該当なし	

(2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法

公益的機能別施業森林における区域別の森林施業の方法は、表 1 4 のとおりとします。

なお、森林施業方法による森林の区域を表 1 5 のとおり定めます。

表 1 4 区域ごとの森林施業方法

区 域	施業の方法
水源 ^{かん} 涵養機能維持増進森林 (水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林)	○下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とします。 ○伐期の間隔の拡大(標準伐期齢+10年) ○自然条件から、皆伐による公益的機能の低下の恐れがある森林は、伐採面積の規模を縮小します。
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林 (人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林)	○次の①～③の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施します。 ① 地形が傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林
快適環境形成機能維持増進森林 (生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林)	② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
保健文化機能維持増進森林 (自然環境の保全及び形成ならびに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林)	③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林(択伐に限る)等 ○上記以外の森林は択伐以外の方法による複層林施業を実施します。 ○適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業(おおむね標準伐期齢×2) ○長伐期施業における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。 ○保健文化機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を実施します。

表 1 5 施業方法ごとの森林の区域

区 分	施業の方法		森林の区域	面積(h a)
水源涵 ^{かん} 養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期齢+10年)		52林班のうち48、78 ～87、90-1、90-2小班 62林班～72林班の全 域 75林班のうち1-1～ 1-15、24、25-1、27～ 33、48-1～63小班 77林班のうち6-1～ 7-3小班 78林班のうち10-2、 11-2～12-5、12-13小 班 101林班の全域 146林班のうち68、 98、164、165、167、168 小班 148～150林班の全域 216林班の全域 227林班の全域	1197.12
山地災害防止／土壌 保全機能維持増進森 林	長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢×2)		該当なし	
快適環境形成機能 維持増進森林	複層林施 業をすべ き森林	択伐以外により複層林 施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能維持 増進森林		択伐による複層林施業 を推進すべき森林	該当なし	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業 を推進すべき森林		該当なし	

2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林を、表16のとおり、木材等生産機能維持増進森林に定めます。

また、木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」に定めます。

表16 木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域

区 分	森林の区域	面積(ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	8、9、11、12、14～16、24～26、28～33、36、37、39、42～45、52～54、62～65、69～71、74～77、87～89、90～92、95～102、107、109、112、113、147～159、168、169、210～220、223、225、226林班の全域	5067.75
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います。

ただし、水源涵養機能維持増進森林にも該当する森林の施業方法については、公益的機能発揮の観点から、第4の1の(2)にも留意することとします。

3 その他必要な事項

水源の涵養機能を重視する森林の区域（市独自）

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林を「水源の涵養機能を重視する森林」として表17のとおり設定します。

施業方法については、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、標準伐期齢によることとします。

表 1 7 水源の涵養機能を重視する森林の区域

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の ^{かん} 涵養機能を重視する森林	12林班、13、21、25、27～40、43～51林班 52林班のうち1～47、49～77、89、91～93小 班 53林班～56、58～61、73、74林班 75林班のうち2-1～23-3、25-2～26-3、34 ～47-2小班 76林班 77林班のうち1-1～5-13、7-4～35小班 78林班のうち2-1～10-1、11、12-6～12-12 小班 79林班～100、102、107、110～115、117～ 112、138～145林班 146林班のうち1～67-2、69～97、99～163- 2、166、169～176小班 147林班、151～161、165～169、199～215、 217～226、251、252、257林班	7038.04

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林・林業・木材産業関係者の合意形成と民有林と国有林の連携を図りつつ、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化、林業担い手育成、林業機械化の推進、地域材の流通・加工体制の整備等の生産、流通及び加工における条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を以下のとおり計画的かつ総合的に推進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換による経営規模の拡大を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

さらに、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受委託等森林の経営を受委託する場合は、次のことに留意するものとします。

ア 委託契約に、契約の対象とする森林が明記されており、その森林の立木竹の所有権が委託者に帰属することが定められていること。

イ 委託契約の契約期間が5年以上の期間となっていること。

ウ 委託契約の委託事項に、育成権（造林、保育及び伐採その他の森林施業等を行う権利）及び必要に応じて森林の保護等の項目が含まれていること。

4 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者が自らが実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市自らが経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進します。

（1）森林経営管理制度の留意事項

経営管理権集積計画や経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材生産機能維持増進森林における施業の方法との整合が図られたものとなるよう留意することとします。

（2）森林経営管理制度の実施方針

今回の計画期間である令和13年度までは、経営管理が行われていない人工林で、森林がまとまっており、路網、蓄積量のなどの観点から林業経営に適すると見込まれる森

林を優先的に実施します。

なお、林業経営に適さない森林で、公益的機能の観点から早期に整備すべき森林についても、実情に即し経営管理制度に基づく意向調査及び経営管理権集積計画の作成を進めます。

（３）森林経営管理制度の実施区域

森林経営管理実施権配分計画を定めた場合には森林経営計画を立てることとなるため、原則として森林法施行規則第３３条第１号ロの規定に基づく区域ごとに実施します。

区域別の実施順序は表１８のとおりとし、今回計画において対象としていない区域については、次期計画内での実施を検討します。

ただし、公益的機能の観点から早期に整備を実施すべき森林と認められる場合や、森林所有者から経営管理権集積計画の作成の申出があった場合については、実情に応じて対応することとします。

表１８ 区域別森林経営管理制度の実施順序

順序	区域名	林班	区域面積 (ha)	備考
１	有馬・行幸田	１～１０林班	３７９．８０	令和元年度着手
２	小野子・横堀	９１～９７、１０４林班	３３６．４７	令和２年度着手
３	赤城町南赤城山	１５７～１６１、１９９～２２７、２５１林班	１３９５．８７	令和３年度着手
４	川島・祖母島	３１～４１林班	５８３．１７	
５	上白井	１１７～１２５林班	５６６．７２	
６	伊香保町水沢	２１、２２、４２～４９林班	４６８．２９	
７	村上・小野子	７４～９０林班	１３３２．７８	
８	北橘町	２２８～２５０、２５２～２５９林班	１８６．２７	
９	金井	２３～３０林班	４５４．４８	
１０	赤城町津久田・長井小川田・敷島	１２６～１３９、１６２～１６４、１７０～１９８林班	７５１．２３	
１１	白井・中郷	９８～１０３、１０５～１１６林班	９３７．２１	
１２	伊香保町伊香保	５０～５４、６１～７３林班	９６６．０７	
１３	石原・渋川	１１～２０林班	４６０．００	
１４	赤城町深山・北赤城山	１４０～１５６、１６５～１６９林班	１２４３．７８	今期計画期間外
１５	伊香保町湯中子	５５～６０林班	２７５．４２	今期計画期間外

（４）森林経営管理法第３３条による経営管理に関する事項

今回の計画期間においては、林業経営に適した森林について優先的に森林経営管理制度の対象とするため、森林経営管理法（平成３０年法律第３５号）第３３条による経営管理の実施を当初から見込むものではありません。

しかし、森林経営管理制度を進めるにあたり、経営管理権集積計画の期間内で経営管理実施権配分計画の期間が満了する場合や、経営管理権を取得した一部の森林にのみ経営管理実施権が設定される場合も考えられ、そのような場合に公益的機能の観点から整

備を促進すべきと認められれば市が自ら除伐、間伐等の整備を行います。

5 その他必要な事項

特になし。

第 6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

路網の整備や機械化の推進等を通じて効率的な森林整備を進めていくために必要がある場合には、市及び森林組合が中心となって森林法第 10 条の 11 第 1 項による施業実施協定への参加促進対策、その他森林施業の共同化の促進を推進します。

本市に森林を有する国、県、市町村、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備等、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

表 19 のとおり森林施業共同化重点実施地区を設定し、地域の森林・林業や林業事業体の現状を踏まえ、間伐、森林作業道の整備、境界の明確化などを共同委託することによる計画的な森林施業を図るものとします。

また、共同化の推進に当たっては、森林組合との連携、不在村森林所有者の施業実施協定の参加促進対策などを実施します。

表 19 森林施業共同化重点実施地区

地区の名称	地区の所在（林班）	区域面積(ha)
大中子・南原	12、14、15林班	152.75
水沢	42、43、45、46、47林班	252.75
古城台・城古跡	74、76、81林班	240.77
北山	75、77、78、79林班	375.69
裸岩	80、82、83林班	218.76
寺沢・富士山	84～88林班	344.35
西の沢・八木沢清水	89～94林班	337.46
寺平	95～98、100、101林班	253.30
奥子持	110、111、112林班	208.46
二本木	107、109、114林班	254.28
唐沢	115、117、118林班	286.75
北沢	119、120、121、122林班	318.16
後入	146、147林班	251.22
中山	148、152林班	246.05
赤倉	149、155、156、157林班	279.73
芳ヶ沢	166林班	21.90
丸塚	158、214、216、217林班	258.87
合計		4301.25

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の集約化を効果的に進めるに当たって、森林作業道、土場、作業場等の施設の共同設置、共同利用、共同での維持管理等に必要な複数の主体間での協定の締結についての助言、指導を行います。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

表20を目安として、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網整備を推進します。

表20 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度 (m/h a)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系作業システム	30 ～ 40	70 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ～ 30°)	車両系作業システム	23 ～ 34	50 以上	85 以上
	架線系作業システム	25 ～ 34	—	25 以上
急傾斜地 (30° ～ 35°)	車両系作業システム	16 ～ 26	45 以上	60 (50) 以上
	架線系作業システム	16 ～ 26	—	20 (15) 以上
急峻地 (35° ～)	車両系作業システム	5 ～ 15	—	5 以上
	架線系作業システム	5 ～ 15	—	5 以上

注1：路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すべきこととし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

注2：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注4：「急傾斜地」の（ ）書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

注5：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

注6：細部路網は、森林作業道をいう。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と合わせて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を表21のとおり設定します。

表21 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積 (h a)	開設予定路線名	開設予定延長 (m)	対図 番号	備考
14、15、16林班	179.96	渋川上ノ原線	500		
151、152、153、154林班	297.13	小原峯線	1,500		

3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、「林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第60号林野庁長官通知）」を基本として、群馬県が定める「群馬県林業専用道作設指針」に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

本市に関する基幹路網について、利根下流域地域森林計画に記載されている基幹路網の開設・拡張に関する計画について表22に転記し、併せて概要図により図示するものとします。

表22 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位置 (林班)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区 域面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	14～16	渋川上ノ原	0.5	10	○		
開設	自動車道	林業専用道	151～154	小原峯	1.5	60	○		
開設計				2路線	2.0	70			
拡張	自動車道		148	西赤城山	0.2				改良
拡張	自動車道		8、9	行幸田	0.2				改良
拡張	自動車道		55、56	長坂	0.6				改良
拡張	自動車道		219、223、225	田之郷	0.1		○		改良
拡張	自動車道		148、151、153	中山	0.1		○		改良
拡張	自動車道		155、156	前山	0.1		○		改良
拡張	自動車道		151、153	前山中山	0.1				改良
拡張	自動車道		146～148	潜下	0.1				改良
拡張	自動車道		153、155	赤城白樺	0.5		○		改良
拡張	自動車道		120～122	桜木	0.3				改良
拡張	自動車道		117、118	大平	0.1		○		改良
拡張	自動車道		114、115	天神	0.8				改良
拡張	自動車道		114	天神支	0.5				改良
拡張	自動車道		114	日影山	1.3				改良
拡張	自動車道		107、109、110	二本木	0.5				改良
拡張	自動車道		109、110	奥子持	0.3		○		改良
拡張	自動車道		74、75、77～ 80、82～86	峠山	1.0				改良
拡張	自動車道		81～83	谷の口程久保	0.1		○		改良
拡張	自動車道		87	富士山	0.1		○		改良
拡張	自動車道		86～90	西の沢	0.1		○		改良
拡張	自動車道		67、68、70～	上野原	0.1				改良

			73						
拡張	自動車道		56～58	諏訪平長坂	0.1		○		改良
拡張	自動車道		231	天神山	0.2				改良
拡張	自動車道		252	五輪平	1.3				改良
拡張	自動車道		157～160	芳ヶ沢	0.8		○		改良
拡張	自動車道		62～65	蛇ヶ岳	0.8		○		改良
拡張計				26路線	10.4				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第855号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

（２） 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、群馬県が定める「群馬県森林作業道作設指針」に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理します。

4 その他必要な事項

該当なし。

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

周囲の市町村、林業事業体、森林組合等と情報交換を積極的に行いながら、次のアからウを柱として林業従事者の養成及び確保を行うよう努めます。

ア 林業事業体の体質強化

地域林業の振興の核となりうる森林組合をはじめとした林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量が確保できるよう努めます。また、森林組合においては、これまでの利用事業主体の経営からより林産事業の比重が高い経営に転換することが必要であり、このための森林組合における低コスト林業の確立への取組みや、素材生産事業体等との連携を通じた協業・共同化方式による組織・経営基盤の強化への取組を支援します。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化に努めます。

イ 林業従事者の養成・確保

林業は、技術的にも、体力的にもいきなり個人で従事することが難しい職業であり、従事者の養成・確保を図るためには、林業に就労しやすい環境を整えることが必要です。林業事業体の事業量の安定的な確保や就労環境改善への取組により一定の林業従事者が就業していますが、離職する者も多い状況です。

林業従事者の定着を図るには、高性能林業機械の導入による労働条件の軽減のほか、労働災害防止の取組み、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善などが必要で、これらの取組を支援します。

ウ 林業後継者の養成

家業の林業を継ぐ子弟等がほとんどいない状況で、その後継者を養成することは大変困難な状況です。

一方、Uターン、Iターン等により農林業に取り組む動きや、森林組合をはじめ林業事業体への若者の就業もみられるようになってきています。こうした人々が都市とは異なる地域の良さを認識して、その地で暮らせるような環境づくりを推進します。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産性の向上、労働強度の軽減及び労働安全衛生の確保を図るため、高性能林業機械を利用した作業システムの導入を促進するものとし、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械の稼働率の向上等、高性能林業機械作業システムを推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な基盤整備に努めます。

なお、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は次のとおりとします。

表 2 3 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐倒 造材 集材	市内全域	チェーンソー (伐倒) →チェーンソー (枝払い・玉切り) →林内作業車 (集材) 又はフォワーダ (集材)	チェーンソー (伐倒) →プロセッサ (枝払い・玉切り) →フォワーダ (集材) ----- ハーベスタ (伐倒・枝払い・玉切り・集積) →フォワーダ (集材) ----- フェラーバンチャ (伐倒・集積) →プロセッサ (枝払い・玉切り) →フォワーダ (集材)
	上白井地区 (急傾斜)		チェーンソー (伐倒) → タワーヤーダ (集材) → プロセッサ (枝払い・玉切り) ----- チェーンソー (伐倒) →スイングヤーダ (集材) →プロセッサ (枝払い・玉切り)

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

特になし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

野生鳥獣による造林木の食害等の被害を防ぐため、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）を表24のとおり定めます。

表24 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	赤城町北赤城山字前山地内 （150、151、153林班の全域及び155林班のうち1～64小班）	278.22
	赤城町北赤城山字丸塚地内 （157林班のうち21-1～45-2小班及び158林班の全域）	113.00

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止

森林の適確な更新及び植栽木の確実な育成により、森林の持つ公益的機能の維持を図ることを旨として、地域の実情に応じ、対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置を実施するものとします。

また、必要に応じて、鳥獣被害対策関係部局、関係行政機関等と連携した捕獲による鳥獣害防止対策を実施します。その際、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と緊密な連携・調整を図るものとします。

イ 森林経営計画と鳥獣害防止対策

鳥獣害防止森林区域内の森林を対象として作成する森林経営計画においては、計画期間内に人工植栽が予定されている箇所等についてニホンジカによる造林木の食害を防止するための措置を盛り込むものとします。

なお、森林経営計画に含まれない鳥獣害防止森林区域内の森林については、必要に応じて鳥獣害防止対策の実施を森林所有者等に助言、指導を行います。

ウ 対象鳥獣別の対策方法

対象鳥獣別の鳥獣害対策は、現地の実情に応じ、防護柵の設置及び維持管理、食害防止チューブ等の幼齢木保護具の設置、忌避剤の散布・塗布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等を単独又は組み合わせて実施するものとします。

2 その他必要な事項

植栽木の保護措置の実施箇所の巡回並びに関係行政機関、森林組合及び森林所有者等からの情報収集を行うこと等により、鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認を行うよう努めます。また同時に新たな鳥獣害の発生の有無、対象鳥獣の生息状況を把握するよう努めます。

なお、鳥獣害が発生している森林又は発生が予見される森林において鳥獣害対策が実施されていない場合には森林所有者等に助言・指導を行います。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。特に松くい虫の被害については、被害抑制のための健全な松林への育成、防除活動等の推進を図るとともに、被害跡地においては、抵抗性のあるマツや他の樹種への転換を推進します。また、樹種転換における樹種選定に当たっては、現地の気候、土壌等の自然条件を考慮します。

なお、ナラ枯れ被害についても、早期発見と早期防除を推進し、里山等における広葉樹林の保全を図ります。

さらに、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合は、森林所有者等に伐採の促進に関する指導を実施します。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、群馬森林管理署、群馬県渋川森林事務所、渋川広域森林組合、森林所有者等と連携した被害対策の体制づくりを図ります。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1の(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、被害の状況や被害発生地の特性など、詳細な情報収集に努めます。

また、被害防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して計画的な捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進します。

さらに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

3 林野火災の予防の方法

森林に接した農地での野焼きやたき火の不始末など、人為的な原因による林野火災の発生を防ぐため、林地が最も乾燥する春先を中心に、林野火災予防のための啓発活動を実施します。

また、道路の整備状況等を踏まえ、標識の設置、初期消火資材の配備等を行うとともに、森林付近の消防水利の把握や消火車両の通行可否等の把握等により、林野火災予防体制の強化に努めます。

なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、「4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項」に従うものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、渋川市火入れに関する条例の許可を得るものとし、次の事項に留意することとします。

- ア 延焼を防ぐため、火入地の周囲に所用の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去する。
- イ 火入れの面積に応じた従事者を配置し、消火に必要な器具を携行させる。
- ウ 気象状況を勘案して火入れの日程を選定し、火入れ中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、速やかに消火する。
- エ 小区画ごとに、風下から火入れを行う。ただし、傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行う。
- オ 火入れは日の出後に着手し、日没までに終了させる。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分は表25のとおりとします。

表25 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備 考
地区被害拡大防止森林の区域	樹種：マツ
1林班のうち122小班	
2林班のうち86、97、98、174-1、174-2、204小班	
4林班のうち12、14、22、47、52、53、64、117-2、119、271小班	
5林班のうち65-3小班	
6林班のうち16、17小班	
7林班のうち3、59、63、118、120、122、123、124、133、138、142、143、144、146-1、164、191-2、238、309-1、332、350、351-2、411、437-1、456、482-2、515、516、525、526、537-2、545、546、556小班	
8林班のうち3-1、41、106小班	
9林班のうち106、148-2、202小班	
12林班のうち167-3、191-3小班	
13林班、14林班	
16林班のうち13-2、16-2、54、133-3、148、154-1、172、208、209、211-1、218、234、242-1小班	
17林班～20林班	
21林班のうち5-1、53、56～60小班	
22林班	
23林班のうち14、18、19、22、23、24-1、24-2、30-2、38、94-1、94-2小班	
24林班のうち6-1、7、9、13、18-2、37-2、39-1、39-4、39-5、43、44、49-1、49-2、50、51、53-1、53-2、57-1、58、66、74-1、90小班	
25林班のうち1-4、1-6、1-11、13-1、20-1、20-3、22、46-2、47、65-2、71-1、72、77-1、100-1、100-2、107-1、107-3、114-4、114-5、114-6、114-9、127-2、	

128-1、129-2、152-1小班	
26林班のうち3-1、3-2、3-3、3-7、3-8、3-11、4-1～4-7、5-1、5-6、6-2、8-1～8-6、9、10-1、13-1小班	
27林班のうち1-1、9小班	
28林班のうち1-1、2-2、5、6-2、7-1、22-1、22-3、36-2、52-1、66-1、70、71、75-1、79、80-2、81、82、84、92、93、94、96、99、100-2、101、107-1、107-2、113-1、119-2、121-1、125-2、133-1～133-4、137、139、140-1、145、149-1、149-2、152-1、167、171-2、175、176、177、179～184小班	
30林班のうち5小班、52-1、52-2、53、54、55、65、66-1～66-3、69～71、78、100-1、100-2、103-2小班	
31林班	
32林班のうち16、62-3、63-2、68、71、72-2、79、82、109、122、150、164-2、182-1、184、198、233-2小班	
33林班のうち110-4小班	
34林班のうち15、23、24、25-1小班	
35林班のうち9-2、32-1、36-1、43、49-1、49-2、50小班	
36林班のうち17-2、18-3、25-1、33-2、92、107、112小班	
37林班のうち14-4、18-1、47-1、47-2、85、91小班	
38林班のうち2-2小班	
42林班～47林班	
48林班のうち1-1～1-4、2、3、10-3、13-1～13-15、15-3、16、17-2、22-2～22-5、27、29、31、32、33-1、33-2小班	
49林班～52林班、	
56林班のうち19-1小班	
58林班のうち12-2、17-3、69、96-2小班	
60林班、61林班、67林班～70林班	
74林班のうち33-3、76-1、77-1、77-2小班	
75林班のうち2-1、13、21-3、25-1、27、29、37-1、50、52-1、52-2、52-3小班	
76林班のうち38-2、110小班	
77林班のうち5-6、6-3小班	
78林班のうち7小班	
80林班のうち3-2小班	
81林班のうち27小班	
83林班のうち7-1、36、37-3、38小班	
84林班のうち3-2、11-2、21-2、29-2、32-1、33-1、50-1小班	
85林班のうち9-5、9-7、9-10、22、34、35-2、36-2、36-3、39-1、39-2、49-3、50-2、50-4小班	
86林班のうち16、35-1、38-4、65、75-1小班	
87林班のうち15-2、24-1、27-6、31-1、37-3、38-2、39-2、40、41-1、44-1、45-2、47-1、51、62、68、72-2、72-5、73-1、76-4、78、84-1小班	
88林班のうち15-2、16、17-1、21-1、22、28、44-2、47-2、64-5小班	
89林班のうち50-3、84、88、104、106-2、110-2、115、134小班	
90林班のうち15-3、31、123-2、126-2小班	
91林班のうち35、52-2、53-7、55-1、55-2、85、88-2、小班	
92林班のうち34-5、58小班	

93林班のうち163-2小班	
95林班のうち1、5、11-2、17-1、42、49、62-1、79-1、139、140、157小班	
97林班のうち6-2、7-1、9、10-2小班	
98林班のうち7-1、14-5、23-4、35-4、41、52-3、58小班	
100林班～110林班	
112林班のうち17-2、21-1小班	
113林班～122林班、128林班～136林班	
148林班のうち31、57、80小班	
151林班のうち8、9小班	
153林班のうち9、23、25-1、44、48、51、55小班	
155林班のうち55、70小班	
183林班のうち27-2小班	
231林班のうち5、6小班	
232林班のうち5、8-1小班	
233林班のうち5-2小班	
235林班のうち14小班	
236林班のうち19、21、27小班	
237林班のうち6、20小班	
238林班のうち7、29-1、40、42、57小班	
245林班のうち20-1、21-1、22-1、28小班	
249林班のうち18小班	
253林班のうち15、30小班	

(2) その他

森林経営計画での森林保護活動から得られた情報を森林所有者等から聴取するなど、地域の森林の状況を把握することに努めます。

また、各種業務を通じて、群馬森林管理署、群馬県渋川森林事務所、渋川広域森林組合、森林所有者等から、森林の保護に必要な情報を得ることに努めます。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし。

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

- ア IIの第2の3の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」における主伐後の植栽
- イ IIの第4の「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」
- ウ IIの第5の3の「森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第6の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」
- エ IIIの「森林の保護に関する事項」

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、表26で示す区域とします。

表26 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
有馬・行幸田	1～10林班	379.80
石原・渋川	11～20林班	460.00
金井	23～30林班	454.48
川島・祖母島	31～41林班	583.17
伊香保町水沢	21、22、42～49林班	468.29
伊香保町伊香保	50～54、61～73林班	966.07
伊香保町湯中子	55～60林班	275.42
村上・小野子	74～90林班	1,332.78
小野子・横堀	91～97、104林班	336.47
白井・中郷	98～103、105～116林班	937.21
上白井	117～125林班	566.72
赤城町津久田・長井小川田・敷島	126～139、162～164、170～198林班	751.23
赤城町深山・北赤城山	140～156、165～169林班	1,243.78
赤城町南赤城山	157～161、199～227、251林班	1,395.87
北橋町	228～250、252、259林班	186.27

2 生活環境の整備に関する事項

特になし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

市内には195.29haのコナラ林があり、しいたけ原木として活用されてきました。しかしながら、平成23年に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放射性物質の量が基準値を超え、原木として使用できなくなった森林が多く存在します。森林所有者が引き続き原木生産を続けられるよう更新伐等の支援を行っていきます。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

地域住民と森林との関わりは時代とともに薄くなってきており、自分の所有する森林の場所が分からないという所有者も多くなってきております。

地域住民を対象に森林・林業に関する学習会や体験の機会を設け、普及啓発に努めます。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

森林への理解を深めるように水源上下流の住民団体等々との交流に積極的に取り組むものとします。

(3) その他

特になし。

6 その他必要な事項

(1) 市有林の整備等

市有地で地域森林計画の対象となっている面積は995haあり、林業事業体等へ保育、間伐等を委託し、整備を実施します。